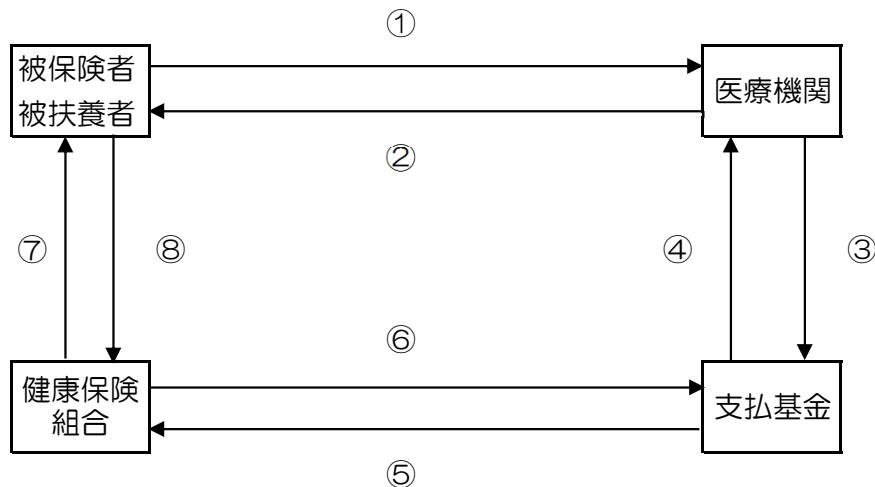


けんぽQ & A

Series72

Q 医療費の支払いのしくみについて教えてください。

A 被保険者・被扶養者の皆様が医療機関で治療された場合の医療費の流れを説明いたします。



- ① 被保険者・被扶養者が医療機関にて治療する。（当月）
- ② 医療機関から自己負担分（2割・3割等）を請求する。（当月）
- ③ 医療機関は治療の内容を支払基金に提出・請求する。（翌月の10日）
- ④ 内容審査で審議がある場合は返戻する。
内容が正当なら支払基金より（8割・7割等）を支払う。（翌々月の21日）
- ⑤ 支払基金より健保負担（8割・7割等）を請求する。（翌々月の10日）
- ⑥ 資格審査・内容審査で返戻する。
内容が正当なら支払基金に（8割・7割等）を支払う。（翌々月の20日）
- ⑦ 自己負担の金額により所得区分に応じて高額療養費・付加金を支払う。
(当月含め3ヵ月後の20日)

治療を受けてから健康保険組合が支払い基金に支払う期間は、支払基金での審査期間を含め2ヶ月の時間がかかります。

- ⑧ 毎月お給料から健康保険料を納付する。
皆様が治療する8割・7割等の支払いは、皆様の保険料から支払っています。